

美濃加茂市パブリックコメント手続要綱（案）

第1条 P 1	【目的】 パブリックコメント手続を実施する目的を定めています。
第2条 P 2	【定義】 要綱内における各用語の定義を定めています。
第3条 P 3	【対象】 パブリックコメント手続の対象となる案件を定めています。
第4条 P 5	【案等の公表】 パブリックコメント手続の対象となる案件の公表内容を定めています。
第5条 P 6	【公表の方法】 パブリックコメント手続の対象となる案件の公表方法を定めています。
第6条 P 7	【意見の提出】 案件に対する意見の提出方法を定めています。
第7条 P 8	【意見の取扱い及び公表】 提出された意見の取扱いと公表方法を定めています。
第8条 P 10	【実施状況の公表】 パブリックコメント手續を実施した状況の公表を定めています。
第9条 P 11	【委任】 「美濃加茂市パブリックコメント手続要綱」に定めのない事項について定めています。
附 則 P 12	【施行期日】 施行期日などについて定めています。 【経過措置】 施行日以降でもパブリックコメント手續を行わなくてもよい事項について定めています。

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、本市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と開かれた市政の推進に資することを目的とする。

【説明】

市が基本的な政策などについて決定を行う前に、その案について、市民から広く意見を求め、その意見を反映させることを目的とした制度が「パブリックコメント（市民意見公募）制度」です。

「パブリックコメント」を実施することによって、市の政策形成の過程における公正性や透明性を向上させ、市民の「市政への積極的な参画」と、「開かれた市政を推進する」ことを目的としています。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

【説明】

この要綱における用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 実施機関（この説明の欄における表記は「市」で統一します）

パブリックコメント手続を行う機関は、議決機関である議会を除く市の執行機関とします。また、「市長」のなかには、水道事業管理者としての権限を行う市長を含みます。

*執行機関…市長、教育委員会などの各種委員会または委員

- (2) パブリックコメント手続

市の基本的な政策などについて決定を行う前に、その案の趣旨や内容などを公表して、市民から広く意見を求め、提出された意見やその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を政策などに反映していく一連の手続き（市民意見公募）。

- (3) 市民等

美濃加茂市に在住・在勤・在学する者、美濃加茂市に事務所・事業所のある法人などの団体をいいます。また「利害関係を有する者」とは、市税の納税義務を有する者、市内に事務所などはないが、市内を拠点に事業活動やボランティア活動を行っている者（団体）、市内学校に通学している保護者などを想定しています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (3) 市の基本的な政策等を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (4) 市民生活又は事業活動に影響を及ぼす事項の策定又は改廃
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。
- (1) 迅速又は緊急を要するもの
 - (2) 内容が軽微なもの、又は改廃の内容が軽微なもの
 - (3) 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ない計画等
 - (5) 法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの

【説明】

- 1 パブリックコメント手続の対象案件となるのは、次のとおりとします。
 - (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定・改正・廃止、市政を推進するための共通の制度を定める条例の制定・改定・廃止
 - (2) 市民などに義務を課し、または権利を制限する条例の制定・改定・廃止
 - (3) 市の政策の基本的な方針・考え方を定める計画や、個別の行政分野ごとの施策の策定・改定
 - (4) 市民の生活に直接影響を及ぼす事項や、事業所・事務所の活動に影響がある事項の策定・改定・廃止
 - (5) 上記の(1)～(4)のほか、パブリックコメント手続を行うことが適当であると市が判断するもの
- 2 上記の対象案件から、次の(1)～(5)に該当するものは除くことができます。
 - (1) 災害時など、緊急に決定しなければならない事案であるなどの理由がある場合。(パブリックコメント手続を行うためには、相当の日数が必要になるため)
 - (2) 計画などの変更が直接市民生活に影響を与えない場合や、基本方針・基本事項の変更を伴わない字句の訂正程度の場合。

- (3) 市税の賦課・徴収に関する事項や分担金・使用料・手数料など金銭の徴収などについての事項。(地方自治法第74条第1項(※)の直接請求の対象外となっていることや、パブリックコメント手続の対象として意見を求めることが、その性質上じまないと考えられるため)

※地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- (4) 国や県などに法令、条例、計画などがあり、それに従って市が規定している場合。(既に法令などにその内容が詳細に規定されていて、市の裁量の余地がないため)
- (5) 法令などにより、市民の意見を聞くことが定められている場合。(縦覧や公聴会など)

※上記の(1)～(5)に該当する案件は、パブリックコメント手続の対象から除くことができるものであり、担当課などの判断により、市民の意見を聞くことが望ましいときはパブリックコメント手続を行うことができます。

(案等の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当するものを策定しようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に、あらかじめ政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次の資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 政策等の案を作成した際の実施機関の考え方
- (3) 政策等の案に対する意見の提出期間、意見の提出先及び担当部署
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広く市民等から意見を求めるに当たり実施機関が必要と認める資料

【説明】

- 1 市は、第3条第1項で規定したパブリックコメント手続の対象となる案件を策定しようとする場合には、あらかじめその政策などの案を公表することとします。
- 2 政策などの案を公表するときは、あわせて政策などの案を作成した趣旨・目的、市の考え方や、意見を求めるために必要と思われる資料も公表することとします。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布
 - (2) 市のホームページへの掲載
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ市の広報紙及び市のホームページに掲載するなどして、広く市民等に周知するものとする。

【説明】

- 1 第4条で定めた政策などの案の公表方法は、次のとおりとします。
 - (1) 政策などの案を作成した担当課窓口での閲覧・配布
 - (2) 市のホームページへの掲載
 - (3) 市が認める上記以外の場所での公表
- 2 市は、パブリックコメント手続を実施する前に、あらかじめ市の広報紙やホームページに案件や実施時期などを掲載し、情報を提供するようにします。

(意見の提出)

第6条 市民等による意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から概ね1ヶ月とし、実施機関がその都度定めるものとする。

2 意見の提出をしようとする市民等は、実施機関が定める意見提出期間及び意見提出方法に従い、意見を提出するものとする。

3 意見の提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

4 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び電話番号（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び電話番号）を明らかにするものとする。

【説明】

1 意見の提出期間は、概ね1ヶ月を目安とし、意見を提出するために必要な時間を十分確保した上で、意思決定を行うまでの期間を検討して、市が決めるものとします。

2 市が公表した計画などの案について、市民が意見を提出する場合は、あわせて公表した意見提出期間、方法に沿って提出するものとします。

3 意見の提出方法は、内容を記録・確認できる次の方法とし、電話などの口頭による提出は認めません。

(1) 市が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便による提出

(3) ファクシミリによる提出

(4) 電子メールによる提出

(5) 上記の(1)～(4)以外で、市が認めた方法による提出

4 意見の提出にあたっては、意見提出の責任の所在を明確にするために住所・氏名・電話番号（法人などの場合は、所在地・名称・電話番号）を明記するものとします。

(意見の取扱い及び公表)

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、政策等の案について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて公表するものとする。
- 3 提出された意見が、美濃加茂市情報公開条例(平成11年美濃加茂市条例第20号)第6条に規定する非公開情報に当たるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

【説明】

- 1 市は、提出された意見を十分参考にして、意思決定を行います。
- 2 市は、政策などの案についての意思決定後、すみやかに市民などから提出された意見と、それに対する市の見解を公表します。市民からの意見によって案を修正した場合は、修正した内容もあわせて公表することとします。
- 3 提出された意見が美濃加茂市情報公開条例第6条(※)の規定に該当する場合は、公表しないこととします。

※美濃加茂市情報公開条例

- 第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。
- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
 - イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）
 - エ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
 - (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

- ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から個人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある著しい侵害から個人の財産又は市民生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- ウ その他公開することが公益上必要であると認められるもの
- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国又は地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (5) 市と国等との間における照会、回答、依頼、委任、協議等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 市又は国等の機関が行う監査、検査、取締りの計画又は訴訟若しくは交渉の方針、試験問題用地買収計画その他の事務若しくは事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

4 意思決定された政策などの案についての公表方法は、次のとおりとします。

- (1) 政策などの案を作成した担当課窓口での閲覧・配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市が認める上記以外の場所での公表

(実施状況の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、市の広報紙及び市のホームページに掲載し、これを公表するものとする。

【説明】

美濃加茂市におけるパブリックコメント手続の実施状況がわかるよう一覧表に取りまとめ、市の広報紙・市のホームページに掲載します。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は実施機関が別に定める。

【説明】

この「美濃加茂市パブリックコメント手続要綱」に定めたもの以外で、パブリックコメント手続の実施において必要な事項は、別に定めることとします。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年　月　日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成18年　月　日以降に最終の意思決定を行う事項について適用する。

【説明】

パブリックコメント手続は、事務上、かなりの期間を必要とするため、計画などの案がある程度決まっている段階でこの要綱を適用する（パブリックコメント手続を行う）ことは困難と考えます。従って、この要綱は平成18年　月　日（※）から施行しますが、平成18年　月　日（※）までに最終の意思決定を行うものは、この要綱の適用から除外します。ただし、この要綱の目的に沿って、できる限りこの要綱によるパブリックコメント手続を実施するよう努めるものとします。

※この「パブリックコメント手続要綱」の施行日は決定していませんが、施行の日から3ヶ月後までに最終の意思決定を行うものは、パブリックコメントを行うことが困難と考え、この適用から除外します。